

第30回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和3年10月4日(月) 午後1時30分～午後2時50分

2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室

3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 2名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 9番 中村博之委員 10番 山口和子委員

②第2 報告第 67号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第 140号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 141号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第 142号 農業経営基盤促進法18条の規程による農用地利用集積計画について

報告第 68号 農地等形状変更届出について

報告第 69号 農地法第4条適用除外の証明願いについて

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主査	田中 莊子
局長補佐	高田 浩平	書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	×	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	×	12	織田 博吉	○
			計	10名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
東三河内・西三河内・中川内・早ノ瀬・大野・広平	熊谷 勉
南川・筒口・大殿分・貝瀬・土穴・本城	山口 茂喜
中村・土井丸・森・組方・本町・乙丸	中尾 雅明

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今から第30回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、1番三原委員の遅刻と5番江頭委員と6番大町委員の欠席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。9番中村委員と10番山口委員にお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するこのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくとも自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意お願ひします。以上については、おのおのが自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。好天が続いている間で、稲刈りも順調に進んでおります。出来もよろしいようですが、価格の方は良くないと聞いています。農協の前渡金が(1俵当たり)2千~3千円程度安くなるとのことでした。一方ミカンの方ですが、極早生や早生ミカンが収穫に入っていますが、青果市場では良い品物はこれからもしっかりと販売していくことですが、少し味が呆けてきているので非常に心配をしています。先程、中村委員とも話をしましたが、価格はキロ当たり200円を少し超えていることです。全体的な割合からいと約9割がこの水準にあるようですが、これから先の販売の方にもしっかりと力を入れて欲しいと思っています。そうでないと、色んな面で影響してくるかと思っています。今日はコロナの解禁ということではありませんが、忙しいときに最適化推進委員さんまで呼ばんでもよからうもんどうい話ですが、各市町の農業委員会でも最適化推進委員さんを含めて研修会を開いて、事務的な手続きとかをもう一度確認した方が良いという話が出ていましたので、今日は農業会議の武藤さんを呼んでいますので、この会議の後に研修会を行います。本来でありますとコロナ解禁で農業委員、最適化推進委員さん全員での懇親会をやりたいところですが、もう少し様子を見てからにしたいと思います。</p> <p>早速、協議に入りたいと思います。今日の案件は議案3件と報告3件となっています。報告第67号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番委員、会長が挨拶をされている途中で到着)</p> <p>総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第67号について説明いたします。記載のとおり7件となっています。合計9筆で面積が12,450平米です。内訳は田が8筆、10,663平米です。畑は1筆、1,787平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが4件。あっせんのためが2件。借人の要望が1件となっています。なお、借人変更となっている4件のうち、1番、2番、7番の3件は新しい借人の方が決まっておりまして、議案第142号の5番、6番、13番に新しい借人の方が上がってきています。6番と借人の要望となっている5番は現在新しい借人の方を探してもらっている状態です。あっせんのためとなっている3番、4番は議案第142号の18番、19番に上がっています。以上で報告第67号の説明を終わります。</p>

議長	報告第67号の貸し借りは基本的に双方合意による解約となっていますが、皆さん方から何か質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 無いようですので、これで報告第67号を終わります。
事務局	次に議案第140号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
議長	総会議案・説明資料の2頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁と本日お渡しした資料の1頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目は畠ですが、現況地目は村落地区となっています。登記面積は276平米と17平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん夫妻共に28歳、会社員の方とです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、会社役員の方です。転用の目的は一般住宅となっています。施設の概要は居宅1棟109.72平米、4台分の駐車場50.00平米、進入路ほかが133.28平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と南は宅地、西と北は道路となっています。北側は市道です。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
事務局	事務局は始末書を読み上げてください。
議長	(始末書の読み上げ)
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは一度宅地化で農転の申請があつていますが、造成までして頓挫しています。その後に農地として今回の譲渡人が競売で購入されていまして 購入されてからは10年以上そのままにされていたようです。申請地から土砂が流出しないくらいに市道側にブロックを積まれたのは造成をされたときではないかと思います。今回申請地の奥には昨年農地転用されて一般住宅が建っていますが、こと同様に今回の譲渡人が競売で購入した農地を分筆して、農地転用されています。ここは10年来進展がなかったのですが、ここに来てやっと動き出しました。ご審議の程、よろしくお願ひします。
議長	始末書に書かれていたようなこともあるけれども、担当委員としては事情もあるが周辺を考えると仕方がないので進めたいということでおろしいでしょうか。
担当委員	はい。周辺は宅地化されていて、ここも一度は宅地化の許可が取られています。農地のままで残され、放置されるよりも良いのではないかと考えます。
議長	皆さん方からの意見を賜りたいと思います。
10番委員	この周辺はほとんどが農地だったのでしょうか。
担当委員	この周辺はミカン畠でしたが、バイパスの代替地で宅地化されています。
議長	実際的には歴然とした話なのですが、認識不足という始末書の表現は整理をさせたいと思います。今更ここを元の畠に戻すという話は出来ないと考えます。周辺を考えるとやむを得ないのでないでしょうか。よろしいでしょうか。 賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議長	賛成多数により進めさせていただきます。先程言ったことはよくよく注意しながら事務局で整理をしてください。 それでは2番に進みます。事務局の説明を求めます。
事務局	番号2について説明します。説明資料は同じく2頁です。位置図と本日お渡しした資料も2頁をお開きください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畠になっています。登記面積は754平米です。ここは今年3月と昨年7月の2度に渡り半分ずつ農振除外の申請がされています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん49歳、会社役員の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さ

	ん 65 歳、無職の方です。転用目的は露天駐車場です。その概要は 12 台分の駐車場 171.42 平米と通路・回転広場 582.58 平米になっています。農地区分は 2 種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地、西は水路、南は水路を挟んで田と畑、北は雑種地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議はしておりまして、条件はなしとなっておりますが、始末書が提出されています。番号 2 の説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	今回も始末書が出されている訳ですが、以前にもこのように始末書を付けての申請がありましたので、始末書を書かんでもよかごとしてください。きちんと手続きを踏んで申請をするようにと指導をしました。今後はこんなことにならないと思いますので、協議書に署名をいたしましたので、ご審議の程宜しくお願ひします。
議長	総会前の現地調査に行きましたが、周囲の溝が気になって話しあんだと思います。調査に同行された〇〇委員、どのような話をしたのか。(私の記憶に残っていませんので)話をしてもらえませんか。
担当委員	申請地西側にある水路のことだと思います。現地を見る限りどこが溝なのか分かりませんでした。水も流れていませんでしたので、畔道のように見えました。そこが水路になっていたようです。
議長	水路の下側(西側)は田んぼとしての利用はされていないのでしょうか。
事務局	現地調査の後、そのような心配をされていましたので、申請者側と確認をしました。想像のとおり畦道のように見えた所が水路になるそうです。西側の田んぼも水田としての利用は無いとのことでした。水路の水の流れも考えていた南から北ではなく、用水期には北側の市道の方から流れて来ることでした。
議長	(用水期に)北側から流れてくる水は申請地の北側の外れで、更に西にある水路に落ちるようになっているのですね。
事務局	はい。そのようです。
議長	農振除外を二度に渡ってされていますが、半分では駐車場が足りなかったようです。皆さん方から質問や意見はございませんか。
10番委員	(総会前の現地調査に同行されている。)西側は水路がかなり低くなっていますが、転落防止のフェンスを設けられるのでしょうか。
事務局	西側には一面フェンスを設置される計画になっています。ハイブリッドフェンス N1 型を 76 メートル設置となっています。公園に施工されるフェンスでガードレール程は強くはありません。
議長	この辺の田んぼは作られてないないようです。〇〇〇〇の規模から妥当な広さのように思います。他にはありませんか。よろしいでしょうか。 無いですので採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可相当として県へ送付いたします。 3 番の説明をお願いします。
事務局	番号 3 について説明します。位置図と本日の資料は 3 頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は田ですが、現況地目はその他雑種地となっています。登記面積は 570 平米です。この申請に当たり 4 筆を合筆登記されています。譲受人は〇〇区の〇〇株式会社の代表取締役〇〇〇〇さんです。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん 72 歳、無職の方です。転用の目的は会社事務所となっております。その概要は事務所 1 棟 120 平米、8 台分の駐車場 100 平米、通路・回転広場 350 平米になっています。農地区分は 2 種農地で、周囲の状況です

	が、東と西と北は宅地、南は道路（市道）となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号3の説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	担当委員が今日は欠席されていますので、担当の最適化推進委員さんがお見えいただいているので説明いただきます。簡単に言えば、位置図の申請地西側にある〇〇という会社がここに事務所移転をされます。当初、資材置場として借りられるときには農地転用がされているものと思って利用されていたということを聞いています。それでは担当の推進委員さんからお願ひします。
担当推進委員	今会長が言わわれた通り現在の事務所が〇〇〇〇鹿島店の横にあります、2軒東側に今回移転をするということです。申請地は現在資材置場と駐車場になっています。申請地の北側、東西は既に宅地となっています。申請地も分譲地のようになっていて、周囲にはU字溝が設置をされている状況です。
議長	はい。ありがとうございました。ここは周辺が宅地化されていることもあって、駐車場に事務所を移転するのは大丈夫だろうと思われていたようですが、(農地転用の)手続きが終っていなかつたということもあり、始末書を提出しての転用手続きを取られます。 何か質問や意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 無いようですので採決を取りたいと思います。賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。 4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明します。位置図は4頁をご覧ください。本日の資料も4頁になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と〇〇番地でございます。登記地目・現況地目2筆共に田となっています。登記面積はそれぞれ1,171平米と564平米で、合計1,735平米です。譲受人は〇〇区の株式会社〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さん、不動産業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん87歳、会社員の方です。転用の目的は宅地分譲です。その概要は5区画の分譲地1,236.98平米と通路ほかが498.02平米となっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は道路（市道）、西は田、南は宅地、北は里道を挟んで宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件もありとなっています。その条件は西側の田からの排水路を確保することとなっていまして、北側の里道に落蓋式のU字溝240を新設されます。道路法第24条工事承認申請と公有水面占用許可申請を都市建設課に出されています。ここは公共下水道区域となっています。番号4の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここは〇〇地区の荒廃田となっていましたが、やっと活用されることになりました。東側の市道から5宅地分の進入路が作られていますが、傾斜が付いていて西側が低くなります。奥の2筆は既に買う方が決まっていると行政書士から聞いています。なお、生活排水は公共下水道へ繋がれますし、雨水を流す水路も申請地の中央にありますので問題はないと思います。(ご審議)よろしくお願ひします。
議長	残り少ない〇〇の農地です。申請地西側の田んぼは前会長の所有地で耕作されています。この田んぼへの用排水は確保されていますか。
担当委員	西側の市道に沿って水路があり、そこから用水されています。排水は東側の田んぼに落とされていたのですが、条件で北の里道に排水路をU字溝で新設されます。
議長	この近くに田んぼはありますか。

担当委員	こここの北側に荒廃田があります。所有者は今回の譲渡人です。
議長	皆さんからの質問・意見はございませんか。
2番委員	3種農地で売買価格はいくらですか。
事務局	1反当たり〇〇万円です。1坪で〇〇万円を越す位です。
議長	田んぼが低くなっていますから、造成費用がかかりますね。この地区の相場からは少し安くなっているようです。他にはございませんか。
10番委員	宅地の高さはどの程度になりますか。
事務局	計画図に〇がある、そこに3段書きされていますが、一番下の数字が宅地の計画高さになります。市道の西側の宅地は市道並みより高く計画されています。そこから数十センチメートルずつ下がるようになっています。
議長	隣のアパートの高さに合わせると聞いています。よろしいでしょうか。
9番委員	細かいことはございません。譲渡人の方は87歳で会社員ですか。
事務局	申請書では会社員となっています。前回の申請でも会社員でした。
議長	他にございませんか。よろしいでしょうか。 採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。 5番の説明をお願いします。
事務局	番号5について説明します。位置図は5頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は畠になっています。登記面積は3,459平米となっています。この申請に当たり分筆登記されています。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇株式会社の代表取締役〇〇〇〇さんで不動産業者の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置となっています。その概要は336枚の太陽光発電パネル565.23平米と通路その他が2,893.77平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東と西は山林、南は原野、北は〇〇さんご自身の畠と山林となっています。関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号5の説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	現地は国道444号が〇〇区を通っていて、橋の手前に気温を表示灯が立っています。そこから左に入って市道を〇〇方面へ約3.5キロ登った所になります。途中、携帯電話の基地局がいくつありますが、3番目の基地局から300メートル先に行きました、砂利道の進入路を100メートル程入った所になります。申請地は東と西の2面に分かれています。西側の方が東よりも2メートル位低くなっています。申請地は草払いがしてありますが、北側に形状変更の申請がされていますが、そこは更に何メートルか低くなっています。現状はこのようになっていますが、以前の状況は〇〇推進委員がご存知のようです。以上です。
議長	〇〇推進委員さんがお見えです。折角ですので、以前の状況を説明ください。
担当推進委員	この前、担当委員の〇〇委員といつしょに確認に行きました。以前はこの辺一面お茶畠でした。〇〇〇〇工事の土捨て場になって、だいぶ状況が変わっていまして、その中の一部が畠として残っています。そこに太陽光発電装置を設置したいということですが、周りは樹木に囲まれて陽はあまり当たらないのではと心配をしているところです。排水ですが、太陽光パネルを設置する際にはバラス敷きにして自然流下方式にしたいと言われていました。隣地に一気に流れしていくことは無いと思っています。以上です。
議長	今説明をしていただきました。皆さんから何か質問・意見はございませんか。
10番委員	進入路は隣地にお世話になられると思いますが、どのようになっていますか。
事務局	図面には進入路と2か所に書かれています。東側の進入路は隣接の原野の所有者方に通行承諾を取られています。この先の西側の進入路は畠の中の作業道的な進入路になります。

10番委員	西側の進入路は転用面積に入っているのですね。
事務局	そうです。
議長	他にありませんか。無いようですので、採決します。 賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可相当として県へ進達いたします。 6番の説明をお願いします。
事務局	番号6について説明します。総会議案説明資料は3頁、位置図は6頁、本日の資料も6頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。登記地目は2筆共に畠ですが、現況地目は〇〇番〇が村落地区となっています。登記面積はそれぞれ51平米と29平米で、合計80平米になります。今回の申請に当たり分筆登記がしてあり、この2筆の地番が出来ています。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん32歳、会社員の方です。貸出人は〇〇区の〇〇〇〇さん59歳、会社員の方です。お二人は親子で使用貸借権を設定されます。転用の目的は住宅進入路です。概要は進入路が80平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は自身の畠、西は道路、南は宅地、北は畠と宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	位置図に地番の表示がしてありますが、〇〇には30年位前から小屋が建っています。その南側の〇〇は貸出人の家の横で進入路になっています。〇〇さん宅と〇〇美容室の間に四角で建物が表示されていますが、ここは宅地で息子さんが家を建て直すということで、〇〇を進入路として利用したいとのことです。〇〇と〇〇が畠になっていますので進入路に転用したいとのことです。以上です。
議長	担当推進委員の熊谷さんから補足ありますか。
担当推進委員	いいえ。ありません。
議長	もう30年前のことですから、当時は手続きのことも分かつておられなかつたのかもしれません。今回改めて家を建てるための整理をされることです。何か質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 無いようですので採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理いたします。以上6件、議案第140号について終わりたいと思います。続いて議案第141号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては7頁をお開きください。この農地は今年4月の総会で空き家バンクに登録された空き家に付随する農地として特例で認められている農地になっています。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は537平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん60歳、無職の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん54歳、会社員の方です。譲受及び譲渡理由は鹿島市へ転入し、空き家バンクに登録された空き家を購入され、そこに付随する農地としての取得となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がございます。1番の説明は以上です。

議長	担当委員の○○さんから補足はありませんか。
担当委員	空き家バンクに登録され、その空き家に付随する農地として半年前に認められていました。今回譲受人の方が転入して空き家バンクに登録された家を購入されますので議題として上がっています。特に問題はないと思います。
議長	皆さんからの質問・意見がありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可することに致します。続いて2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図につきましては8頁をご覧ください。土地の所在は大字○○字○○○○番地でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は187平米です。譲受人は○○区の○○○○さん59歳、農業兼会社員の方です。譲渡人は○○区の○○○○さん68歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大及び農業廃止となっています。○○さんは転出されるそうです。なお、○○市○○町のこの周辺にある農地（田2筆と畠1筆）2,702平米の所有権移転の申請を○○市農業委員会にされています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、廣瀬農業委員と橋村農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がついているところでございます。2番の説明は以上です。
議長	担当の○○委員から補足はありませんか。
担当委員	この畠は○○さんの自宅前にありますて、柿と梅の木が植えられています、問題はないと思います。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。 無いようですので、採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。以上議案第141号を終わります。 議案第142号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件は一括して審議致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第142号について説明いたします。総会議案・説明資料は5頁から7頁となります。この案件につきましては1議案で19件であります、今回は農地中間管理機構との貸借となる案件はございません。利用権設定されている案件が1番から14番までの14件です。このうち12番から14番は解除条件付きの利用権が設定されています。利用権設定の14件のうち、新規が8件。再設定（更新）が6件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は2件で、賃貸借権の設定は12件です。賃貸借権12件のうち、現金扱いが6件で、物納扱いが6件となっています。契約期間については10年が3件、5年が6件、3年11ヶ月が3件、3年が1件、1年が1件となっています。使用貸借権が設定されている2番は更新の案件です。字小峯乙1170-1は面積が7,401平米ありますが4枚に分かれています。10番は面積が2,490平米あるが5段になっておりまして、広さの割には使い勝手が悪い農地となっています。7頁の15番から19番はあっせんで15番、16番、17番は今総会後に所有権移転が公社から買い手に移ることになります。18と19番は総会後に売り手から公社に移ります。議案第142号の説明は以上です。
議長	解約条件付きの案件が何件かありましたか、通常とはどのように違うのか説明してください。
事務局	農業法人でない一般法人が農地を借りられる場合、貸人の都合で解約がいつでもできることとなっています。
議長	集積計画についての説明をさせましたが、皆さんから質問・意見はございませんか。

	よろしいでしょうか。 (1番委員、退室)
議長	それでは採決したいと思います。議案第142号に賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	賛成全員により議案第142号は決定することに致します。 (1番委員、入室)
議長	報告第68号「農地等形状変更届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の8頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては戻って5頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。今回の申請に当たり分筆登記されています。地目は畠となっています。面積は4,152平米のうち1,661平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さんです。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、平成29年度に分筆前の面積7,612平米で形状変更の申請がされていました。その後、盛土が計画通りに進まずにいました。今回分筆した〇〇番〇は太陽光発電装置に転用申請がされています。残りの4,152平米のうち1,661平米を耕作し易いように盛土し、野菜を作る申請に変更されています。周囲の状況ですが、東と西と北は山林、南は分筆残地で自身の畠ですが、5条の農地転用申請がされています。申請地は農振除外地です。地元との協議はしてあり、条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	この案件は議案第140号の5番とも関連しており、担当委員の報告では太陽光発電装置に転用される部分よりも更に低くなっているとのことでした。形状変更は具体的にどうされるのでしょうか。また、何を作付けされますか。
事務局	太陽光発電の転用で分筆した残りを形状変更の計画変更という形を取り、4,152平米のうち1,661平米の段々を4段から2段にして大豆を作付けされます。北側の残り部分はそのままとなります。
議長	この件につきまして、皆さんから何か質問・意見はございませんか。
3番委員	現場はあまり良い土ではなかったようですが、本当に大豆の作付けをされるのでしょうか。
事務局	作付け品目は大豆でなくとも、栽培できる物を作つてもらうようにお願いをします。
議長	そうですね。心配をされるところですが、重ねて指導をしていきたいと思います。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。報告第68号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可することに致します。 報告第69号「農地法第4条適用除外の証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第69号について説明いたします。総会議案資料の9頁をご覧ください。位置図は戻って6頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は畠で、面積は137平米です。届出人は所有者の〇〇〇〇さん59歳、〇〇区の方です。目的及び施設の概要ですが、農業用倉庫64.19平米と進入路72.81平米となっています。既に利用されています。周囲の状況ですが、東は自身の畠、西は道路、南は自身の畠、北は田となっています。地元協議はしてあり、条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	始末書は5条と同じ内容でしょうか。
事務局	はい。同じです。読み上げます。 (始末書の読み上げ)
議長	5条申請のところで詳しく説明がありました。改めて手続きの問題で適用除外の証明をと

	いうことですが、何か質問や意見はございませんか。
10番委員	5条申請の議案には職業が親子ともに会社員となっていましたが、畠くらいの農業をされているのでしょうか。
担当委員	現場の農業用倉庫の中にはコンバインが納まっていますので、何かしら農業をされているようです。
議長	そうでしたね。確かに停まっています。他にありませんか。
4番委員	位置図では申請地の東側に四角の線が引かれていますが、ここに家を建てられるのでしょうか。
事務局	息子さんが今まであった建物を解いて家を建てられるところで、既に工事が始まっています。建物が建っていた所は宅地となっています。
議長	総会前の現地調査のときには造成工事があついました。 他に質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。報告第69号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。これで報告第69号を終わります。 以上を持ちまして、本日提出された報告・議案についての審議を終わります。
	(午後2時50分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。
	令和3年10月2日
	鹿島市農業委員会 会長 印
	9番委員 印
	10番委員 印
	事務局長 印